

令和 7 年度製菓衛生師試験実施要領

製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 7 年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

1 試験日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 9 月 9 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

(2) 場所（試験会場）

盛岡地区合同庁舎 （8 階 大会議室等） 岩手県盛岡市内丸 11-1

※ 類似した名称の建物が近隣にあるため、場所をよく確認すること（下図を参照）。



2 受験資格

製菓衛生師試験を受験できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する高等学校の入学資格を有する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を取得した者
- (2) 菓子製造業において、受験申込時に 2 年以上 従事した者で、次に掲げる者
 - ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する高等学校の入学資格を有する者
 - イ 旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者
 - ウ 旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を修了した者
 - エ 製菓衛生師法施行規則（昭和 41 年厚生省令第 45 号）附則第 2 項の各号に該当する者

ただし、次の場合は、菓子製造業に従事したとは認めない。

- ① 専ら菓子製造品の運搬、配達、食品洗浄等に従事している者
- ② パートやアルバイトで菓子製造業務に従事している者（ただし 週 24 時間以上勤務している場合を除く）
- ③ レストラン、ホテル等の飲食店営業（菓子製造業の許可がない施設）においてその営業場内で客に提供するパンやケーキ等の製造に従事している者

3 試験科目

衛生法規・公衆衛生学・食品学・食品衛生学・栄養学・製菓理論及び実技（製菓実技は、和菓子、洋菓子、製パンのいずれか 1 つを選択）

ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）別表第 11 の 3 の 3 に掲げる検定職種のうち菓子製造に係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者は、受験者

本人の申し出により、試験科目のうち製菓理論及び実技の試験を免除することができる。

4 提出書類

(1) 製菓衛生師試験受験申込書 ※郵便はがき（受験票・合格証書）は切り離さないこと

(2) 履歴書

(3) 菓子製造業従事証明書 ※「2 受験資格」の(2)に該当する者のみ

- ・ 原則として勤務施設の長（経営者）が証明すること。
- ・ 法人が証明する場合は、施設長等の職印又は登記された印鑑を用いること。なお、登記された印鑑を用いる場合は、印鑑証明書を添付すること。
- ・ 個人が証明する場合は、市町村に登録されている実印を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

(4) 卒業証明書又は卒業証書の写し ※次に掲げる者のみ提出すること

ア 「2 受験資格」のうち、(1)に該当する者

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による各種学校として都道府県知事によりその設置を認可されている外国人学校の中等部を修了した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条第 1 号で規定する外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者

- ・ 上記アに該当する者は、製菓衛生師養成施設の卒業を証明する書類を提出すること。
- ・ 卒業証明書は、原本を提出すること。卒業証書の写しについては、受付機関（県の保健所）で原本証明を受けたものを提出すること。
- ・ 郵送で申し込む者で、卒業証書の写しを提出書類とする者は、卒業証書の原本と併せて、原本返送用の封筒（切手貼付）も提出すること。
- ・ 改姓者（卒業時の氏名と現在の氏名が異なる者）は、戸籍抄本を添付すること。
- ・ 上記イに該当する者は、岩手県知事の学力認定を受ける必要があるので、速やかに申込先の保健所へ問合せすること

※ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の課程修了者にあつては、当該課程の修了証明書を提出すること。

(5) 受験手数料 9,400 円（岩手県収入証紙で納付）

- ・ 証紙は消印をしないこと。また、岩手県収入証紙以外による納付は認めない。
- ・ 県外在住の申込者等、証紙販売所窓口での購入が困難な者は、県庁生協の郵送販売サービスを利用する等して購入すること（手続の詳細は下記に問い合わせること）。
岩手県庁生協 電話番号：019-629-6465

(6) 写真

申込前 6 か月以内に撮影した正面、上半身、脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。サイズは、縦 4 cm、横 3 cm とする。

(7) 菓子製造技能士の 1 級又は 2 級技能検定合格証書の写し ※該当者のみ

なお、次の者は、上記提出書類のうち(3)及び(4)の提出を省略することができる。

※ (1)、(2)、(5)及び(6)（該当の場合(7)）は必ず提出が必要となるので注意すること。

ア 令和 2 年度以降、岩手県製菓衛生師試験を受験した者又は欠席した者で、その受験票を提出した者（他都道府県が実施した試験の受験票は不可）

イ 令和 2 年度以降、岩手県製菓衛生師試験を受験又は欠席し、その受験票を紛失・破棄した者で、岩手県製菓衛生師試験受験資格確定済申出書を提出した者

5 申込方法

(1) 申込先

ア 県内に住所を有する者

住所地を所管する県の保健所

イ 県外に住所を有する者

岩手県環境生活部県民くらしの安全課又は受験希望地の保健所

【申込先一覧】

住所地	申込先		
	保健所等名	住所	電話番号
盛岡市、雫石町、葛巻町 岩手町、八幡平市、滝沢市 紫波町、矢巾町	岩手県県央保健所	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	019-629-6588
花巻市、遠野市、北上市 西和賀町	岩手県中部保健所	〒025-0075 花巻市花城町 1-41	0198-41-3276
奥州市、金ヶ崎町	岩手県奥州保健所	〒023-0053 奥州市水沢大手町 5-5	0197-48-2423
一関市、平泉町	岩手県一関保健所	〒021-8503 一関市竹山町 7-5	0191-34-4691
大船渡市、陸前高田市 住田町	岩手県大船渡保健所	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9923
釜石市、大槌町	岩手県釜石保健所	〒026-0043 釜石市新町 6-50	0193-27-5523
宮古市、山田町、岩泉町 田野畑村	岩手県宮古保健所	〒027-0072 宮古市五月町 1-20	0193-64-2218
久慈市、普代村、洋野町 野田村	岩手県久慈保健所	〒028-8042 久慈市八日町 1-1	0194-66-9681
二戸市、軽米町、九戸村 一戸町	岩手県二戸保健所	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9219
岩手県外	岩手県環境生活部 県民くらしの安全課	〒020-8570 盛岡市内丸 10-1	019-629-5385

(2) 申込期間

令和7年5月19日（月）から6月6日（金）まで（土曜日、日曜日を除く）の午前9時から午後5時まで

※ 郵送の場合は、6月6日（金）の消印のあるものまでを有効とする。

6 合格発表の日時及び場所等

(1) 日時

令和7年10月10日（金） 午前10時

(2) 場所

岩手県庁前及び県の各保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示する。

また、岩手県公式ホームページでも合格者の受験番号を掲載する（岩手県ホームページへの掲載は正午頃の予定）。

なお、電話による可否の問合せについては一切応じない。

岩手県公式ホームページ：<https://www.pref.iwate.jp/>

(3) 合格通知

合格証書の送付により行う。

(4) **合否基準**

原則として全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とする。ただし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とする。

7 口頭提供

受験者本人の申し出により、合格発表後、試験結果について口頭提供の求めをすることができる。

(1) **口頭提供をする項目**

総合得点

(2) **口頭提供の求めの受付期間及び時間**

令和7年10月10日（金）～令和7年11月10日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（ただし令和7年10月10日は午前10時から）

(3) **口頭提供の求めの受付場所**

岩手県庁行政情報センター

(4) **その他**

受験票及び本人であることが確認できる書類（運転免許証、旅券等本人の顔写真が貼付されたもの）を持参すること。

8 その他

(1) 受験に必要な携行品等については、受験票により通知する。

なお、**令和7年8月26日（火）**までに受験票が到着しない場合は、速やかに岩手県環境生活部県民くらしの安全課食の安全安心担当（019-629-5385）に問い合わせること。

(2) 試験に関する不明な点は、最寄り（申込先）の県の保健所又は県庁県民くらしの安全課に問い合わせること。

(3) 試験会場の駐車場は使用できないため、公共交通機関又は周辺の有料駐車場を利用のうえ来場すること。

(4) 車椅子の使用等、受験上の配慮を必要とする方は、申込時にあらかじめ連絡すること。

(5) 提出書類の内容を修正する際は、修正液・修正テープ等を使用せず、見え消しにより修正すること。

(6) 提出書類の記入に当たっては、消すことができるボールペンを使用しないこと。